

平成 19 年 10 月 18 日

「情報システムに係る政府調達の基本指針」及び
「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書（第二版）」
に関する JISA の対応について

(社)情報サービス産業協会

1. 基本認識

政府は、情報システムに係る政府調達において、公正な競争環境の実現を促し、調達手続のより一層の透明性・公平性の確保を図るため、「情報システムに係る政府調達の基本指針(以下、基本指針)」を平成 19 年 3 月に公表しました。

さらに、基本指針に基づく調達が円滑に行われるよう、実際の調達業務において具体的に検討すべき事項、実施手順、留意事項等を取りまとめた「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書(以下、実務手引書)」を策定し、平成 19 年 9 月に総務省より公表されました。

今回の基本指針及び実務手引書の特徴は、従来、一括調達していた特定行政事務を支援する情報システムを、「共通基盤」と複数の「個別機能」に分けて調達する『分離調達』を前提としている点です。調達単位の細分化が多くの事業者の参入機会拡大につながるという点については、JISA としても一定の評価をしております。

しかしながら、情報システムが質の高い行政サービスの実現に寄与するには、トータルコストの削減、完成責任や信頼性責任、手続きの透明性確保、継続性(拡張性)、技術革新に対するインセンティブ等に配慮した政府調達制度を構築する必要があります。このため、JISA としても、実務手引書において、以下に示す新たなリスクについての十分な担保措置がとられるよう、総務省との意見交換を重ねてまいりました。

従来の『一括調達』では、一連の行政事務を構成する情報システム全体が完全に動作することを、受注者が保証する責任を有するものでした。『分離調達』においては、一定の利点も認められる一方で、発注者側には「個々の受注者間の調整作業」、「分割されたシステム群の統合」等、受注者側には「受注者間の責任範囲の境界が定めにくい」、「他の受注者の作業進捗により、大きな影響を受ける可能性がある」等の新たな課題が想定され、発注者と複数受注者の間での明確な取り決めや密接な連携が不可欠であり、難易度の高い調達形態といえます。

基本指針および実務手引書の適用範囲は特定システムの政府調達に限られるとはいえ、他の政府調達や自治体等の調達に与える影響は大きく、業界としては、調達の複雑性や難易度が当該プロジェクトのコスト超過や開発遅延を招き、結果として国民サービスに与える影響を懸念するところです。こうした観点から、調達形態の実行可能性の観点、受発注者相互の責任範囲の明確化とリスク軽減、個別機能事業者に対する参入機会の拡大等に配慮した、実務手引書となるよう要求し、今回の実務手引書の公表に至りました。

2．実務手引書の改善点

その結果、以下 4 点の情報サービス産業の改善要望を受け入れていただき、意見交換を終了しております。

- (1) 分割リスクが強く懸念される等、一括調達を採用することが合理的と認められる場合には、それを採用しうることが明記されたこと。
- (2) リスク負担の大きい共通基盤事業者の業務を、要件の精査やルール案の策定、共通基盤システム的设计・開発業務、統合業務として 3 つのフェーズに別け、フェーズ毎の検収が可能としたこと。加えて要件精査終了時、改めて当該プロジェクト予算の内訳を見直し、契約変更を行う枠組みに見直されたこと。
- (3) 完成すべき作業の内容が明確に定義できない業務について、準委任契約の適用等に関する検討会の設立を前提とした記述がなされたこと。
- (4) 入札制限について、適用除外事項が記述されたこと。

3．適切な運用監視が必要な事項

しかしながら、特約書、取決め書の各条項では、事業者にとって片務的なものがいまだ含まれており、特に下記 2 点については、適切な運用が行われるよう注視を続け、見直しを進める必要があると認識しています。

- (1) 不必要な契約リスクを増大させる違約罰規定の見直し
- (2) 適切な瑕疵担保期間の設定(民間における一般的な商慣行の適用)

4．政府調達への参入を志向する情報サービス事業者に向けて

情報システムの政府調達に参加を検討される事業者におかれましては、基本指針、実務手引書を熟読いただき、事業者としてのリスクを十分に把握されたうえで、応札されるよう検討いただきたい。

JISA としては、今後も政府調達に関する制度改善等の検討を行うなかで、「経済産業省モデル取引・契約書(平成 19 年 4 月)」の関係者への普及を行うとともに、本実務手引書についても、継続して内容見直しに関する提案を行う予定です。

* 「情報システムに係る政府調達の基本指針」の公表

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301_5.html

* 「情報システムに係る政府調達の基本指針 実務手引書」(第二版)の作成

http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070919_2.html

以 上